

平成31年3月27日

平成30年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

平成31年3月27日会議提出議案一覧表

議案第53号	平成30年度鳥羽市一般会計補正予算（第7号）	・・・ 別冊
議案第54号	鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金条例の制定について	・・・ 1

議案第 5 4 号

鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金条例の制定について
鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金条例を次のように定める。

平成 3 1 年 3 月 2 7 日 提 出

平成 3 1 年 月 日

鳥羽市長 中 村 欣 一 郎

提案理由

地域再生法第 5 条第 1 5 項の規定による認定を受けた地域再生計画に基づき、鳥羽市スポーツ・文化交流拠点整備事業を行うに際し、地方創生拠点整備交付金を執行するための基金を造成したく、本提案とするものである。

鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金条例

(設置)

第1条 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第1号イに掲げる事業として同条第1項に規定する地域再生計画に記載された事業を行うため、鳥羽市地方創生拠点整備交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、鳥羽市一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）の定めるところにより積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的に充てる場合に限り、その一部又は全部を予算の定めるところにより処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。